

自然災害BCPの実施にむけて

-研修・訓練-

みやき町地域包括支援センター
主任介護支援専門員 牛島 久蔵

運営基準の記載内容

【1】感染症、自然災害の両方のBCPを作成する。

【2】研修、**訓練(シュミレーション)**の定期的な実施

入所系 : 年2回以上の研修、年2回以上の訓練

通所系、訪問系: 年1回以上の研修、年1回以上の訓練

「研修？」

「シュミレーションどうすれば？」

「避難訓練はしてるけど・・・」

研修

(1)防災意識の啓もう 最近の事例を共有するなどして、災害を理解する

(2)自宅の防災を教育

例：家具の転倒防止、水・食料の準備など

(3)・参集基準：ルールを教える。

できれば携帯カードなどを携帯する。

・行動基準：ルールを教える。

グループ討議などで、具体的に課題を話し合う。

例)訪問時に地震が来た時の行動を教える。

(4)安否確認の徹底：災害発生時の安否の連絡手段を教える。

できれば複数の連絡手段を教えるのが望ましい。

伝言ダイヤルなどの使い方は、携帯カードに記載する。

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル		
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫 キキクル	氾濫発生情報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5		
< 警戒レベル4までに必ず避難！ >								
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
	※大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3	
大雨の半日～数時間前	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2	
	大雨注意報 洪水注意報				第1次防災体制 (連絡要員を配置)			
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)				心構えを一段高める 職員との連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1	

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成



(前)



(後)

訓練

◎業務継続の流れは机上訓練で確認する

1. 防災訓練(避難訓練、初期消火、救出・救護)は、BCPの訓練ではない。
2. BCP訓練 机上訓練と実地訓練を実施する。
 - (1) 参集訓練 夜間帯、休日を想定し、対策本部員が事業所へ参集
 - (2) 対策本部設置訓練 災害が発生した想定で対策本部を設置
 - (3) 机上訓練 災害発生から復旧までの流れを机上で確認
 - (4) 安否確認訓練 施設内・外の職員等の安否を実際に確認
 - (5) 実働訓練(実地): 機器の操作等、マニュアルに沿って実際に実施
 - (6) 総合訓練: 地域等と協力し、一連の流れを確認

研修と訓練について

※利用者がサービスを継続するうえで居宅介護(予防)支援が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携に努める事が重要である。業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第18条の2に基づき事業所に実施が求められているものであるが、他のサービス事業者との連携等により行う事も差し支えない

本日の研修は、事業所内で改めて全職員へ周知をお願いします。

令和6年8月29日



みやき町自主避難所開設状況



避難所をご利用の方へ。
避難所をご利用の方は、受付を
行う必要があります。
受付は、1F総合案内で行って
いますので、必ずお越しください。



留意事項

この場所は、みやき町民の避難所として町が開放するものであり、利用者の皆様は下記事項に留意をお願いします。

記

- 1 避難所を利用される方は、必ず用意しております用紙に住所、氏名等の記入をお願いします。
- 2 避難の間、飲食物や寝具等身の回りの品は各自で用意をお願いします。
- 3 避難所では、基本的な衛生対策、避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）を心がけてください。
- 4 発熱やのどの痛みなどの症状がある場合は、すぐに避難所の担当者に報告してください。
- 5 自宅等へ戻られる際は、必ず帰宅時間の記入をお願いします。

みやき町長

自然災害BCP 平常時の対応 (みやき町地域包括支援センター)

- 発災時の安否確認や介護保険サービス利用の調整等が迅速にできるよう、平常時から災害時利用者台帳の整備、点検を行う。
- 職員は災害時の利用者の状況を踏まえて、サービス担当者会議等を活用し、本人・家族・サービス事業者・その他関係者と災害時対応時の情報共有に努める。
- 予測可能な災害(風水害等)においては、利用者避難一覧表【様式1】を作成し、事前の避難誘導や避難先の確認を行い、災害時の安否確認の際に活用する。

利用者避難一覧表【様式1】

	氏名	連絡先	避難先		担当CM
1	【行政区】	①	自宅 ・ 親族宅		
		②	指定避難所		
		③	介護サービス等		
2	【行政区】	①	自宅 ・ 親族宅		
		②	指定避難所		
		③	介護サービス等		
3	【行政区】	①	自宅 ・ 親族宅		
		②	指定避難所		
		③	介護サービス等		

台風が通過した後・・・。

「たいした事なくてよかった」

これからの思考

「予想以上の被害状況だったら」

「自分だけが出勤した状況だったら」

「誰とも連絡がとれなかったら」

台風10号が大規模な災害だったら

【BCP発動基準】

風水害時

大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、事業所や周辺地域の被害状況を確認した後、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に、管理者又は代行者が発動し、ただちに災害対策チームを立ち上げる。

なぜ研修やシュミレーションが必要なのか

自分自身・家族・職員の命を守るため

緊急時の混乱を最小限に抑えるため

減算にならないため

できる事から始めていきましょう

地域ネットワーク等への参画

- 地域ネットワーク等への参画

発災時や長期化する被災状況に応じて、「みやき町社会福祉協議会 **災害ボランティアセンター**」と連携を図り、利用者や地域住民の支援を行っていく。また、近隣の社会福祉法人との連携体制を構築していく。

社会福祉協議会に確認を！